

社会保険

No.46

令和4年1月発行

なごら



CONTENTS

新年のご挨拶…………… 2・3

日本年金機構からのお知らせ

年金制度改正…………… 4・5

協会けんぽからのお知らせ

長野支部の令和2年度インセンティブ
制度実績は全国17位… 6

協会けんぽからのお知らせ

退職後の保険証回収にご協力ください・
マイナポータル上で検診結果などを
閲覧できるようになりました…………… 7

長野県社会保険協会からのお知らせ

ねんきん説明会のお知らせ…………… 8

一般財団法人 長野県社会保険協会

ホームページ <http://www.shaho-nagano.or.jp/> または

ねんきん説明会のお知らせ

参加費無料

充実したシニアライフに必要な「年金」について、下記の日程でねんきん説明会を開催いたします。**令和4年4月から在職中の年金受給の見直し等の改正が予定されており、改正内容の解説も含まれた説明会です。**

今回の新型コロナウイルス感染予防の観点から、ご来場の際マスクの着用をお願いするとともに、会場入口において手の消毒及び検温をお願いいたします。会場によっては名簿の提出を求められますので、氏名のみ提出する場合があります。



以上の点をご理解のうえで参加を希望される方は、事前にお申込みいただきご参加ください。

会場	長野	小諸	岡谷	伊那	飯田	松本
日時	1月26日(水) 14:00~	2月10日(木) 14:00~	1月25日(火) 14:00~	2月7日(月) 14:00~	2月4日(金) 14:00~	1月27日(木) 14:00~
場所	ホテル信濃路	小諸グランド キャッスルホテル	テクノプラザおかや	伊那市防災 コミュニティセンター	飯田文化会館	サンプロアルウィン
	長野市中御所 岡田町131-4	小諸市古城 1-1-5	岡谷市本町 1-1-1	伊那市西町 5824-1	飯田市高羽町 5-5-1	松本市神林 5300
申込先FAX	026-223-4876		0266-21-2423			
お問合わせ	東北信事務センター TEL 026-227-1455		中南信事務センター TEL 0266-21-2422			

内容 老齢年金・在職老齢年金等について (120分)

講師 日本年金機構年金事務所職員

定員 50名

対象者 社会保険加入事業所の被保険者とそのご家族の方及び事業所の社会保険事務担当者

申込方法 下記の参加申込書にご記入いただき、**FAX**にてお申し込みください。

*受講の決定については、開催日までに受講票をお送りいたします。

申込期限 **開催日の1週間前の日(必着)** ※ただし、定員になり次第、締切とさせていただきます。

「ねんきん説明会」参加申込書

FAX送信日 1月 日

希望会場 (○をつけてください)	長野	小諸	岡谷	伊那	飯田	松本
事業所名			事業所記号	(例 01-いろは)		
所在地	〒					
電話番号						
申込責任者	*後日、申込責任者あて「受講票」をお送りいたします。					
フリガナ 参加者氏名						*協会使用欄

*ご記入いただきました個人情報は、当説明会の運営のみに使用させていただきます。(会場へ氏名のみ提出する場合があります。)

退職後の保険証回収にご協力ください

退職日の翌日や扶養解除日以降の保険証は無効になります。無効になった保険証を使用して、医療機関を受診することがないように、速やかに保険証の回収をお願いします。

また「退職される従業員」や「扶養から外れるご家族」がいらっしゃる場合は、必ず該当の従業員に以下の3点をお伝えください。

① 保険証が使用できるのは退職日までです

保険証は退職日の翌日から**使用できません。**

※ご家族（被扶養者）が扶養から外れた場合は、扶養解除日から使用できなくなります。

② 無効の保険証は、必ず事業所へ返却しましょう

ご家族（被扶養者）の保険証も忘れず返却ください。

③ 退職された方ご自身で、新たな健康保険への加入手続きが必要です

現在受診中の医療機関がある場合は、保険証が切り替わったことを申し出て、新しい保険証を医療機関へ提示してください。

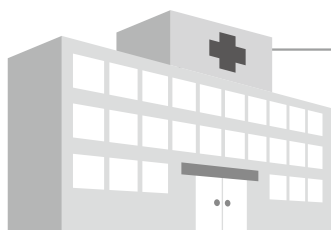
無効の保険証を使用された場合、医療費を返還いただくことになります！

マイナポータル上で健診結果などを閲覧できるようになりました

◆令和3年10月21日から、マイナポータル上で特定健診（※1）や定期健診等（※2）の結果の閲覧が可能になりました。

（※1）生活習慣病の予防・改善のため、保険者が40～74歳の方を対象に実施する健診

（※2）特定健診の検査項目の結果が事業主等から保険者に提供された場合に閲覧可



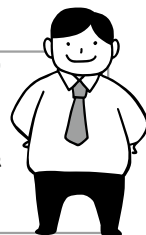
マイナポータル

政府が運営するオンラインサービス。

自分専用のサイトから、行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりします。

服薬履歴

健康診断結果



◆この仕組みを用いて、令和2年度以降に受診していただいた健診の結果を閲覧できるようになります。受診してからマイナポータル上で閲覧までに要する期間の目安は、以下の通りです。

令和2年度以降の 健診結果の閲覧について

- ・生活習慣病予防健診：受診月から概ね2か月後
- ・特定健康診査：受診月から概ね3か月後
- ・定期健康診断：事業主等から提供いただいてから概ね2か月後



共に目指します。世界で一番（ACE）の健康長寿。
全国健康保険協会 長野支部
協会けんぽ

メルマガ登録から健康づくりを始めよう♪
毎月10日に健康情報配信中！
登録はこちらから→→→

+10



kyoukaikenpo.or.jp(@の後ろ)からのメールを受信できるよう設定してください

年頭のご挨拶



長野県社会保険協会
会長

大池 太士

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様方にはお健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素当協会の事業運営につきましては、皆様から格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年も新型コロナウイルス感染が人々の生命を奪い、暮らしに暗い影を落とし続けました。ワクチン接種によってようやく明日への光がわずかに見え始めていますが、これからも一人一人が心して感染予防に努めていくことが肝要と考えます。

菅内閣が発足してから1年余で退陣となり、新たに岸田内閣が発足したわけですが、長らくコロナ禍の中で観光業、飲食業をはじめとして疲弊してしまった日本経済を、どのように立て直していくかが大きな課題となっております。国民の生活を守りながら日本を元気にする

ために、大変難しいかじ取りを求められているところですが、うまく担ってほしいものです。

また、少子高齢化がますます進行しており、それに伴い社会保障制度も持続可能な制度となるよう制度改正が順次実施されてきております。

高齢化が進み年々社会保障費が膨らみ続ける中で、医療保険制度を持続させていくために幅広い世代間の負担の見直しが図られたり、老後の支えである公的年金制度の将来に向けた持続可能性を高める制度設計が行われたりしております。社会保障制度の役割がますます大きくなってきていますが、我々が安心できる制度として発展してほしいものです。

さて、当協会は長野県内の事業所の皆様を会員として設立されており、会員の皆様のご要望にお応えできるよう様々な事業を行っております。他方で社会保険制度の普及発展を応援するために、社会保険制度の内容や事務手続に関する研修や広報事業を積極的に行っております。

昨年も新型コロナウイルスの影響による一部事業の中止や規模の縮小もあり、皆様に大変ご迷惑をお掛けいたしました。今後も会員の皆様や被保険者とご家族の健康保持と福利厚生のため、健康増進事業をはじめとする各種事業を確実に推進して参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いする次第です。

結びに皆様方の益々のご活躍と事業所のご発展をご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます



日本年金機構
北関東・信越地域第二部
長野南年金事務所
(長野県代表事務所)長

熊井 剛

新年あけましておめでとうございます。

長野県社会保険協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃より日本年金機構の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により、昨年も我慢の1年であったとご推察いたします。今年こそは、新型コロナウイルスの感染が治まり、通常の企業活動が行える1年となりますよう心よりお祈り申し上げます。

さて、本年は年金制度改正が予定されております。

4月には、繰下げ受給の上限年齢の引き上げ、在職老齢年金の定時改正の導入、60歳台前半の在職老齢年金の支給停止額の改正などが予定されております。10月には、短時間労働者の適用における企業規模要件の見直し、個人事業所における適用業種に弁護士、税理士、社会保険労務士等の士業の追加などが予定されております。

私ども日本年金機構は、公的年金制度を運営する組織として、使命感と責任感を持ち、公的年金制度の適正な業務執行を行い、国民の皆様から信頼される組織となるべく、職員一同努力してまいります。

長野県社会保険協会並びに会員の皆様におかれましては、本年も引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年頭にあたり、長野県社会保険協会の益々のご発展と会員皆様のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



全国健康保険協会
長野支部 支部長
清水 昭

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

平素は、全国健康保険協会の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年6月、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。医療保険分野の主な改正事項は、①後期高齢者医療における一定所得以上の方について、窓口負担割合を1割から2割に変更する見直し、②傷病手当金の支給期間の上限を暦日上の1年6か月間から、支給された期間のみを通算しての1年6か月間に変更する見直し、③任意継続制度における保険料算定基準の見直し（健康保険組合に適用）と、従来認めていなかった被保険者の任意に基づく脱退を可能とする見直し、④育児休業中の保険料免除要件を月末現在の育児取得有無を判定基準としていたものから、月末には取得していなくとも、当該月に2週間以上の取得期間があれば免除対象とする見直し、また賞与にかかる保険料については1か月を超える育児休業を取得している場合に限り免除対象とする見直し、等です。

これら改正により、加入者の皆様への支援の範囲が一定程度拡大されるものと考えております。②③の改正は新年1月から、他の事項も令和4年度内には施行されますので、適切にご利用ください。

引き続き新型コロナウイルス感染症対策は欠かせませんが、会員企業の皆様におかれましては、本年もどうか健康でお過ごしください。長野県社会保険協会様ならびに会員企業の皆様のますますのご発展、ご繁栄を祈念申し上げます。



あけましておめでとうございます。

本年も何卒よろしくお願ひ申しあげます。

(-財)長野県社会保険協会		長野県社会保険委員会		日本年金機構	
会長 (理事・中信支部長)		長野南社会保険委員会 会長		長野南年金事務所 長	
大池 太士	評議員 山上 哲生	山上 哲生		熊井 剛	
副会長 (理事・長野支部長)		長野北社会保険委員会 会長		長野北年金事務所 長	
柳澤 次夫	評議員 牧 幸夫	牧 幸夫		鈴木 修	
理事 (長野北支部長)		岡谷社会保険委員会 会長		岡谷年金事務所 長	
羽生田豪太	評議員 黒澤 明男	内山 範彦		鈴木 淳	
理事 (東信支部長)		伊那社会保険委員会 会長		伊那年金事務所 長	
辰野 昭司	評議員 宮坂 好史	北原 周次		大竹 孝雄	
理事 (南信支部長)		飯田社会保険委員会 会長		飯田年金事務所 長	
林 裕彦	評議員 北原 周次	松尾 優		石原 正浩	
理事 (伊那支部長)		松本社会保険委員会 会長		松本年金事務所 長	
倉島 利文	評議員 松尾 優	宇治 一成		高橋 普輔	
理事 (飯田支部長)		小諸社会保険委員会 会長		小諸年金事務所 長	
福澤 栄夫	評議員 宇治 一成	鈴木 聡志		渡部 賢一	
監事					
平石 直哉	評議員 小林 義直				
監事					
古川 穰	評議員 矢ヶ崎 清				

長野支部の令和2年度インセンティブ制度実績は全国17位

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組に応じてインセンティブ（報奨金）を付与し、長野支部の健康保険料率に反映させる制度です。当該年度の取組は翌々年度の健康保険料率に反映させる仕組みとなっており、令和2年度の取組結果が令和4年度の健康保険料率に反映されます。長野支部の令和2年度の実績は下記のとおりとなりました。

長野支部の総合順位(全国47支部中) **17位**

5つの評価指標の実績に応じて「得点(※1)」をつけ、その得点を合計してランキング付けします。

(※1) 得点は、実績値とともに前年度からの伸び率等を考慮したものです。



5つの評価指標別順位と皆様にご協力いただきたいこと

① 特定健診等の実施率（6位）

- ・協会けんぽの生活習慣病予防健診（被保険者の方）、特定健診（被扶養者の方）を受診してください。
- ・労働安全衛生法に基づく定期健診を実施している事業所様は、協会けんぽ加入者の方（40歳以上）の健診結果のデータをご提供ください。

② 特定保健指導の実施率（24位）

- ・健診結果で生活習慣の改善が必要と判定された方（※2）は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。
- (※2) 腹囲：男性85cm以上、女性90cm以上、収縮期血圧：130mmHg以上、空腹時血糖：100mg/dl以上など。

③ 特定保健指導対象者の減少率（29位）

- ・特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください。
- ・特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（19位）

- ・生活習慣病予防健診の結果、血圧または血糖値の項目で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関へ受診してください。

⑤ 後発医薬品の使用割合（15位）

- ・医療機関や薬局でお薬を受け取る際は積極的に後発医薬品（ジェネリック医薬品）（※3）をご選択ください。
- (※3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

全ての事業主、加入者の皆さまの健康への取り組みが医療費適正化につながります。協会けんぽも全力でサポートいたしますので、共に取り組んでまいりましょう。

低在老の支給停止基準額28万円を現行の高在老の支給停止基準額と同じ47万円に引き上げ

(対象者)

65歳未満の在職老齢年金受給者

【改正後】

①基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下のとき

支給停止額
= 0円 (全額支給)

②基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円を超えるとき

支給停止額
= (総報酬月額相当額 + 基本月額 - 47万円) × 1/2 × 12

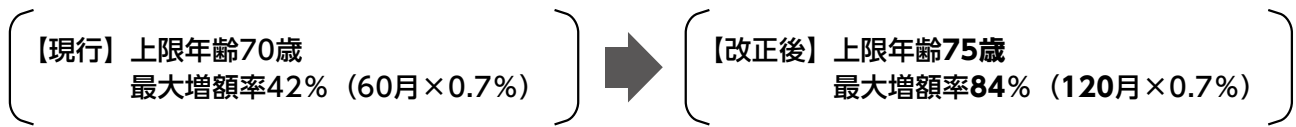


※「基本月額」…年金額(年額)を12で割った額(共済組合から支給される老齢厚生年金を含む)

※「総報酬月額相当額」…毎月の賃金(標準報酬月額)と1年間の賞与(標準賞与額)を12で割った額の合計額

●繰下げ上限年齢の引上げ (令和4年4月1日施行)

この見直しは、高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的に行われます。



(対象者)

次のいずれか1つ以上に該当する者

- ・施行日の前日において、70歳に達していない者
⇒生年月日が昭和27年4月2日以降の者(65歳到達が平成29年4月1日以降の者)
- ・施行日の前日において、受給権を取得した日から起算して5年を経過していない者
⇒受給権発生日が平成29年4月1日以降の者

増減率の計算 = 受給権発生日から繰下げ申出の前月までの月数 × 0.007 (0.7%)

●繰上げ減額率の変更 (令和4年4月1日施行)

この見直しは、最新の完全生命表に基づく平均余命や財政検証上の経済前提を用いて再計算を行った結果、65歳からの平均余命の延伸に伴い行われます。

	現行	改正後
対象者	昭和37年4月1日以前生まれ	昭和37年4月2日以降生まれ
繰上げ請求可能年齢	60歳～64歳	60歳～64歳
減額率	0.5%/月	0.4%/月
減額率の上限	30% (60月)	24% (60月)

※施行日の前日において60歳に達している者(生年月日が昭和37年4月1日以前の者)は、施行日以後に繰上げ請求を行っても改正前の率(0.5%)が適用されます。

ここに掲載したものは、令和4年4月以降に施行される年金制度改正の一部になります。

年金制度改革

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」による令和4年4月1日に施行される年金制度改革の概要をお知らせします。

●在職老齢年金の定時改定の導入（令和4年4月1日施行）

高齢期の就労が拡大する中、就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図ります。

【現行】

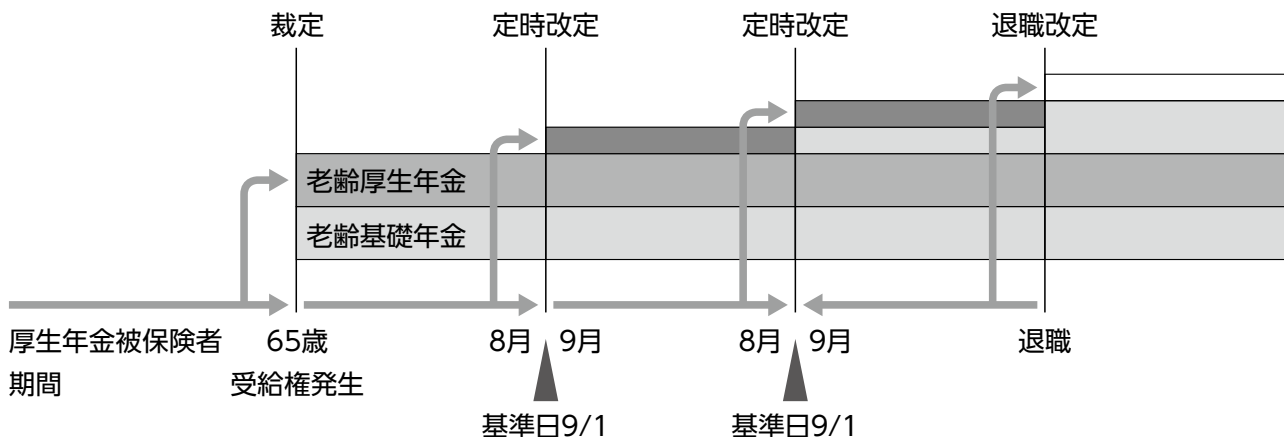
老齢厚生年金の受給権を取得後に就労した場合は、資格喪失時（退職時や70歳到達時）に受給権取得後の厚生年金保険の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定（いわゆる退職改定）していました。

【改正後】

基準日（9月1日）において被保険者である65歳以上の受給権者の老齢厚生年金の額について、毎年1回、10月分から定時で改定（**在職定時改定**）を導入します。



在職中であっても毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映
※10月分の年金（12月定期支払）から改定



【令和4年10月定時改定時の取扱い】

年金額に反映されていない被保険者期間は、施行後初めての定時改定で一括して年金額に反映されます。

●在職老齢年金制度の見直し（令和4年4月1日施行）

この見直しは、今後さらに進展が見込まれる高齢者の就業を年金制度に反映していくこと及び制度をわかりやすくすることを実現するため行われます。

60歳以上65歳未満を対象とする在職老齢年金制度（低在老）が、65歳以上を対象とする在職老齢年金制度（高在老）と同じ基準となるよう見直されます。